

佐世保市物品調達暴力団排除要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐世保市物品調達の適正な執行の確保に資するため、佐世保市が発注する物品調達から、暴力団又は暴力団関係者の介入を排除する措置について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品調達 物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造をいう。
- (2) 入札参加資格者 佐世保市競争入札参加資格審査申請等に関する要綱に基づく、入札参加資格名簿に登録された者をいう。
- (3) 暴力団 佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）（以下「条例」という）第2条第1号に規定するものをいう。
- (4) 暴力団員 条例第2条第2号に規定するものをいう。
- (5) 密接な関係を有する者 次のいずれかに該当する者で、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。
 - ア 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - イ 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - ウ 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - エ 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与をした者
 - オ 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - カ その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者
- (6) 不当要求 合理的な理由がないにもかかわらず、暴力、脅迫、威圧する言動その他の不当な手段により違法又は不適正な行為を要求し、又は物品調達の進捗の障害となる行為（第3号及び第4号に規定する者以外の者が行った行為も含む。）をすることをいう。
- (7) 極めて悪質な事由 次の掲げる場合をいう。
 - ア 別表各号における指名除外満了後3ケ年を経過するまでの間に、それぞれ同表各号の措置要件に該当する行為を行っていたと認められる場合

イ 指名除外措置を回避することを目的に、措置要件に該当する行為を故意に隠蔽して行ったと認められる場合

ウ 措置要件に該当する行為に起因して、公衆に多大な損害・不利益を生じさせた場合（暴力団組事務所等に利用される物品の契約解除勧告に応じず、暴力団関係者に納品した場合も含まれる。）

エ その他悪質な事由と判断される場合

（指名除外）

第3条 市長は、入札参加資格者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該措置要件について同表各号に定める範囲内で情状に応じて定める期間、当該入札参加資格者を指名から除外するものとする。

2 市長は、当該入札参加資格者について、極めて悪質な事由があると認められるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号に定める長期を超える指名除外期間を定める必要があるときは、当該指名除外期間を同表各号に定める長期の2倍（当該期間が24ヶ月以上となる場合は24ヶ月未満）まで定めることができるものとする。

3 市長は、指名除外措置の決定において、前2項の規定により難いと判断される場合は、指名除外措置及び期間を定めることができるものとする。

4 市長は、当該入札参加資格者が指名除外期間の満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、同表に定めるただし書きの期間、指名除外期間を延長するものとする。ただし、当該措置要件に該当することが確認されず、指名除外期間の延長を行わなかった場合でも、指名除外期間の満了時において、当該措置要件に該当していたことが、指名除外期間の満了後3年以内に判明したときは、前項の規定に基づき指名除外措置ができるものとする。この場合、第7項の判断は、当初の指名除外期間と前項に規定する期間を合算した期間により行うものとする。

5 市長は、指名除外の期間中の入札参加資格者について、極めて悪質な事由が明らかになったときは、その時点の指名除外期間（第4項に規定する指名除外の延長期間を含む。）に別表各号に定める期間を加算した期日まで延長できるものとする。

6 指名除外期間の延長は、第8条第2項の確認により終了するものとする。

7 第4項及び第5項の規定による延長後の指名除外期間が2年を経過したときは、入札参加資格者名簿から抹消するものとする。

（指名除外の通知）

第4条 前条第1項から第3項の規定により指名除外を行ったときは、当該入札参加資格者に対しその旨を別記様式第1-1号により通知するものとする。

2 前条第4項又は第5項の規定により、指名除外期間の延長を行ったときは、当該入札参加資格者に対しその旨を別記様式第1-2号により通知するものとする。

3 前条第6項の規定により、指名除外期間延長後に指名除外解除を行ったときは、当該入札参加資格者に対しその旨を別記様式第1-3号により通知するものとする。

(指名の解除)

第5条 市長は、入札及び随意契約参加を認めた入札参加資格者が契約締結までに指名除外の要件に該当した場合は、その者の参加を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

(下請負等の禁止)

第6条 市長は、指名除外中の入札参加資格者が、市発注の物品調達に係る下請負及び受託をすることを認めないものとする。

(契約の解除)

第7条 市長は、入札参加資格者が暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者と認められた場合は、契約の解除を行うことができる。

(不当要求を受けた場合の報告等)

第8条 入札参加資格者は、物品調達の受注の有無に関わらず、不当要求を受けた場合(下請業者が受けた場合も含む。)に速やかに警察への届け出を行う義務を負うものとする。

2 入札参加資格者は、市発注の物品調達に関し、不当要求を受けた場合(下請業者が受けた場合も含む。)は、上記の警察への届け出義務に加え、速やかに別記様式第2号による市への報告を行う義務を負うものとする。

(物品調達妨害の際の措置)

第9条 市長は、前条第2項の報告を行った受注業者が不当要求を受けた場合には、その内容に応じて当該業者に対し納期の調整、納期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(事案の確認)

第10条 暴力団関係者であることの確認その他別表に掲げる措置要件に該当するような事案(以下「事案」という。)の確認は、警察からの情報提供及び通報に基づき、確認を行うものとする。

2 期間満了時及び期間延長中における事案終了の確認は、警察からの通報に基づき行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

措置要件	期間
1. 入札参加資格者である個人、有資格業者である法人の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団関係者であるとき。	当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。
2. 入札参加資格者である個人、有資格業者である法人の役員及び使用人又は、入札参加資格者の経営に事実上参加している者（以下「入札参加資格者等」という。）が業務に関し、暴力団関係者を不正に使用している又は使用したと認められるとき。	①使用していると認定した場合は、認定をした日から2ヶ月以上6ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。 ②使用したと認定した場合は、認定をした日から2ヶ月以上6ヶ月以内とする。
3. 入札参加資格者等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えている又は与えたと認められるとき。	①与えていると認定した日から2ヶ月以上6ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。 ②与えたと認定した日から2ヶ月以上6ヶ月以内とする。
4. 入札参加資格者等が、暴力団関係者と密接な交際等を有していると認められるとき。	当該認定をした日から2ヶ月以上6ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、措置要件に該当する場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。
5. 入札参加資格者が、暴力団又は暴力団関係者から不当要求を受けたにもかかわらず、警察へ届け出なかったとき。また、市発注の物品調達に関し、有資格業者が、暴力団又は暴力団関係者から不当要求を受けたにもかかわらず、警察に届け出をせず、かつ市へ報告しなかったとき。	当該認定をした日から2ヶ月以上6ヶ月以内とする。